

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書の訂正報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の5第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成27年2月16日
<b>【会社名】</b>	株式会社アイセイ薬局
<b>【英訳名】</b>	Aisei Pharmacy Co.,Ltd.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 藤井 江美
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当事項はありません。
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月24日に提出いたしました第13期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項、及び、3 評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長執行役員岡村幸彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており

(以下略)

(訂正後)

代表取締役社長藤井江美は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており(以下略)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

当社は、証券取引等監視委員会の開示検査を受け、過去の一部の工事請負契約、土地賃貸借契約及び不動産売買契約等に基づく取引(以下、「本件疑義取引」という。)につき、会計処理の適正性に関し疑義を呈されました。

これを受けて、本件疑義取引に係る事実解明及び会計処理の適正性に係る事実解明を目的として、平成26年11月28日開催の取締役会において、利害関係を有しない中立・公正な外部の専門家から構成される第三者委員会を設置することを決議致しました。

同日以降、第三者委員会は証憑書類や取引データの精査、関係者へのヒアリングやメール履歴調査等、その他実施可能な方法により、本件疑義取引に関しての調査を実施しました。

平成27年1月30日付けで、当社は第三者委員会より調査報告書の提出を受けました。

委員会の調査の結果、本件疑義取引が行われた背景と案件検討プロセスについて開示すべき重要な不備があることが判明しました。

具体的には、経営者のコンプライアンス意識の欠如、取締役・監査役の経営者に対する監視機能が十分に働いていなかったこと、当社と経営者個人の事業との公私混同などから、全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスの一部に重要な欠陥があったため、適正な会計処理が行われなかったものと認識しております。

これに伴い、当社は平成19年3月期以降の決算を訂正し、有価証券届出書、平成24年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、並びに平成24年3月期第3四半期から平成25年3月期までの四半期報告書及び平成26年3月期の第2四半期報告書について訂正報告書を提出することといたしました。

なお、重要な不備については、本件訂正報告書提出時点において是正が完了しておりません。当社は財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の提言を踏まえて以下の再発防止策を講じ、内部統制の改善を図ってまいります。

- ( 1 ) 経営者のコンプライアンス意識の徹底
- ( 2 ) 取締役・監査役の十分な監視体制
- ( 3 ) 個人の事業との間における資金的・人的関係の隔絶